

地方制度調査会について

- 昭和27年8月18日、地方制度調査会設置法が公布・施行。
- 内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため、総理府(現:内閣府)の附属機関として設置(同法第2条)
- 30人以内の委員をもって組織(同法第3条)
- 委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命(同条第6条)
- 委員の任期は2年(同法第6条)

(参考) 法令を根拠として、内閣総理大臣の諮問に応じて各種重要事項を審議する主な会議等

・地方制度調査会

- ・中央防災会議
- ・選挙制度審議会
- ・国会等移転審議会
- ・金融危機対応会議
- ・宇宙政策委員会
- ・総合科学技術・イノベーション会議

- ・経済財政諮問会議
- ・税制調査会
- ・規制改革会議
- ・復興推進委員会
- ・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会
- ・子ども・子育て会議
- ・社会保障制度改革推進会議

等

(法令制定順)

出典：総務省ホームページ

地方制度調査会関係条文

○地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第三百十号)

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第二条 内閣総理大臣の諮問に応じ、前条の目的に従つて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府に、地方制度調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

(組織)

第三条 調査会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

(会長及び副会長)

第四条 調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第五条 会長は、必要に応じ、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

3 部会所属の委員は、会長が指名する。

(委員及び臨時委員)

第六条 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(雑則)

第七条 この法律に定めるものを除く外、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方制度調査会令(昭和二十七年政令第四百六十一号)(抄)

(議事の手続)

- 第一条 地方制度調査会(以下「調査会」という。)の会議は、会長が招集する。
- 2 調査会の会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

(幹事)

- 第二条 調査会に、幹事五十人以内を置く。
- 2 幹事は、関係各行政機関の職員及び地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

- 第三条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第四条 調査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において総務省自治行政局行政課の協力を得て処理する。

(雑則)

- 第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

これまでの地方制度調査会の審議実績①

	開催期間	会長	主な答申等
(第1次から第14次まで 任期1年)			
第1次	S27.12.16～S28.12.15	前田 多門	・「地方制度の改革に関する答申」(昭和28年10月16日)
第2次	S29.7.17～S30.7.16	前田 多門	—
第3次	S30.7.26～S31.7.25	前田 多門	・「昭和30年度地方財政に対する措置に関する答申」(昭和30年11月1日) ・「昭和31年度地方行財政に対する措置に関する答申」(昭和30年12月7日)
第4次	S31.10.19～S32.10.18	前田 多門	・「地方財政に関する当面の措置についての答申」(昭和31年12月24日) ・「地方制度の改革に関する答申」(昭和32年10月18日)
第5次	S33.8.1～S34.7.31	前田 多門	・「地方税財政に関する当面の措置についての答申」(昭和33年11月29日) ・「地方公務員の退職年金制度の改正に関する答申」(昭和34年2月28日)
第6次	S34.10.1～S35.9.30	前田 多門	—
第7次	S35.10.1～S36.9.30	前田 多門	・「首都制度の改革に関する行政部会中間報告」(昭和35年10月3日) ・「地方税財政に関する当面の措置についての答申」(昭和35年10月18日)
第8次	S36.10.5～S37.10.4	前田 多門	・「地方開発都市の建設に関する答申」(昭和37年10月1日) ・「首都制度当面の改革に関する答申」(昭和37年10月1日) ・「地方財政に関する当面の措置についての答申」(昭和37年10月1日)
第9次	S38.1.14～S39.1.13	高橋 雄豺	・「行政事務再配分に関する答申」(昭和38年12月27日)
第10次	S39.9.28～S40.9.27	高田 元三郎	・「府県合併に関する答申」(昭和40年9月10日) ・「行政事務再配分に関する第2次答申」(昭和40年9月10日)
第11次	S41.9.2～S42.9.1	高田 元三郎	・「地方税財政に関する当面の措置についての答申」(昭和41年12月8日)
第12次	S42.9.2～S43.9.1	高田 元三郎	・「地方税財政に関する当面の措置についての答申」(昭和42年12月7日) ・「行政事務再配分に伴う財源再配分に関する答申」(昭和43年6月4日) ・「最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変ぼうに対処する行財政上の方策に関する中間答申」(昭和43年8月27日)
第13次	S43.10.18～S44.10.17	高田 元三郎	・「昭和44年度の地方税財政対策についての答申」(昭和43年12月18日) ・「広域市町村圏および地方公共団体の連合に関する答申」(昭和44年10月15日) ・「都市制度に関する中間報告」(昭和44年10月15日)
第14次	S44.11.27～S45.11.26	高田 元三郎	・「昭和45年度の地方税財政対策についての答申」(昭和45年1月19日) ・「大都市制度に関する答申」(昭和45年11月20日)
(第15次以降 任期2年)			
第15次	S46.11.15～S48.11.14	三好 重夫	・「地方税財政に関する当面の措置についての答申」(昭和46年12月16日) ・「特別区制度の改革に関する答申」(昭和47年10月26日) ・「地方税財政に関する当面の措置についての答申」(昭和47年12月25日) ・「今後の地方行財政のあり方に関する中間答申」(昭和48年11月9日)

これまでの地方制度調査会の審議実績②

	開催期間	会長	主な答申等
第17次	S52. 9.21～S54. 9.20	林 敬三	・「地方行財政に関する当面の措置についての答申」(昭和52年12月16日) ・「地方行財政に関する当面の措置についての答申」(昭和53年12月25日) ・「新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行財政制度のあり方についての答申」(昭和54年9月10日)
第18次	S54.11.30～S56.11.29	林 敬三	・「地方行財政に関する当面の措置等についての答申」(昭和55年12月18日)
第19次	S56.12. 7～S58.12. 6	林 敬三	・「地方行財政に関する当面の措置についての答申」(昭和57年12月22日)
第20次	S59. 2.29～S61. 2.28	高辻 正己	・「地方行財政に関する当面の措置についての答申」(昭和59年12月4日) ・「地方税財政に関する当面の措置についての答申」(昭和60年11月27日) ・「機関委任事務等に係る当面の措置についての答申」(昭和61年2月3日)
第21次	S61. 5.21～S63. 5.20	高辻 正己	・「地方行財政に関する当面の措置についての答申」(昭和61年12月11日) ・「地方行財政に関する当面の措置についての答申」(昭和61年12月7日) ・「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」(昭和63年5月18日)
第22次	S63. 9.28～H 2. 9.27	柴田 護	・「地方行財政に関する当面の措置についての答申」(昭和63年12月20日) ・「地方行財政に関する当面の措置についての答申」(平成元年12月6日) ・「小規模町村のあり方についての答申」(平成元年12月6日) ・「都区制度の改革に関する答申」(平成2年9月20日)
第23次	H 3. 4.26～H 5. 4.25	柴田 護	・「広域連合及び中核市に関する答申」(平成5年4月19日)
第24次	H 6. 4.28～H 8. 4.27	宇野 収	・「地方分権の推進に関する答申」(平成6年11月22日) ・「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」(平成6年11月22日)
第25次	H 8. 6.14～H10. 6.13	宇野 収	・「監査制度の改革に関する答申」(平成9年2月24日) ・「市町村の合併に関する答申」(平成10年4月24日)
第26次	H10.10.27～H12.10.26	高原 須美子	・「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」(平成12年10月25日)
第27次	H13.11.19～H15.11.18	諸井 虔	・「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」(平成15年4月30日) ・「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月13日)
第28次	H16.3.1～H18.2.28	諸井 虔	・「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(平成17年12月9日) ・「道州制のあり方に関する答申」(平成18年2月28日)
第29次	H19.7.3～H21.7.2	中村 邦夫	・「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(平成21年6月16日)
第30次	H23.8.24～H25.8.23	西尾 勝	・地方自治法改正案に関する意見(平成23年12月15日) ・「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日)

地方制度調査会の答申等を踏まえた最近の地方自治法等の改正について

	答申等	地方自治法等改正	主な改正内容
27次	「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」 (平成15年11月13日)	・市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律 (平成16年法律第58号) ・市町村の合併の特例等に関する法律(新設) (平成16年法律第59号) ・地方自治法の一部を改正する法律 (平成16年法律第4号)	○市町村合併を引き続き推進するための措置 ・平成17年3月までの申請に係る経過措置 ・合併特例区制度の創設 ・都道府県による合併推進構想の作成、知事による勧告 ○住民自治の強化 ・地域自治区の創設 ○条例による事務処理特例制度の拡充 等
28次	「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」 (平成17年12月9日)	地方自治法の一部を改正する法律 (平成18年法律第39号)	○地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置 ・副知事及び副市町村長制度の見直し、出納長及び収入役制度の廃止 ・財務に関する制度の見直し 等 ○議会制度の見直し ・議長への臨時会の招集請求権の付与 ・専決処分の要件の明確化 等 ○中核市制度の見直し
29次	「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」 (平成21年6月16日)	地方自治法の一部を改正する法律 (平成23年法律第35号)	○地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置 ・議員定数の法定上限の撤廃 ・議決事件の範囲の拡大 ・行政機関等の共同設置 ・全部事務組合等の廃止 等
30次	「地方自治法改正案に関する意見」 (平成23年12月15日)	地方自治法の一部を改正する法律 (平成24年法律第72号)	○地方議会の通年会期制の導入 ○専決処分の対象の見直し ○解散、解職の請求に必要な署名数要件の緩和 ○一部事務組合等からの脱退の手續の簡素化 等
	「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」 (平成25年6月25日)	地方自治法の一部を改正する法律 (平成26年法律第42号)	○指定都市制度の見直し ・区の役割の拡充 ・指定都市都道府県調整会議の設置 ○中核市制度と特例市制度の統合 ○新たな広域連携の制度の創設 ・連携協約制度、事務の代替執行制度の創設